

特定事業主名：会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	63.6%
全職員	73.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	対象者なし
課長相当職	対象者なし
課長補佐相当職	対象者なし
係長相当職	対象者なし

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	対象者なし
31～35年	対象者なし
26～30年	対象者なし
21～25年	対象者なし
16～20年	87.9%
11～15年	対象者なし
6～10年	対象者なし
1～5年	87.2%

【説明欄】

・再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、常勤職員の勤務時間を基礎とした職員数に換算しています。

・役職段階別については対象者なし。

・勤続年数別については1～5年、16～20年以外は対象者なし。

・勤務実績による減額がある部分休業職員については、減額前の総支給額で計上し、当該職員の職員数換算は1人とする。

・病休、育休等を取得し、給与支給率が減となっている職員については、当該職員の職員数換算は1人とする。